

## 随意契約理由書

件名	電気転てつ機用締結装置購入
契約の相手方	株式会社 京三製作所 大阪支社
根拠法令	地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>電気転てつ機用締結装置は、列車の運行に重要な役目を担う電気転てつ機の付属品で、転てつ機本体とレール間を固定し、転てつ機の動作の機能性、安全性を高める装置である。</p> <p>本件は、分岐ポイント交換工事で使用する既設電気転てつ機の締結装置の物品購入である。</p> <p>この締結装置は、上記業者にて開発・製造されており、</p> <p>その他の業者が製造している締結装置では、既設電気転てつ機に対しては規格外で使用できないため、(株)京三製作所 大阪支社と随意契約を行う。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 (電話番号 791-6584 )